

多摩市議会基本条例を公布する。

平成 22 年 3 月 15 日

多摩市長 **署名** (渡辺幸子)

多摩市条例第 4 号

多摩市議会基本条例

目次

前文

第 1 章 総則 (第 1 条・第 2 条)

第 2 章 自治体の意思決定を担う議会の基本原則 (議会の活動原則、議員の姿勢と活動原則) (第 3 条・第 4 条)

第 3 章 市民とともに考え、行動する議会 (議会への市民参画) (第 5 条—第 7 条)

第 4 章 二元代表制の一翼を担い責任を果たす議会 (市長と議会の関係) (第 8 条—第 12 条)

第 5 章 討議による合意形成で創造的に意思決定する議会 (議論するしくみをつくり議会の機能を高めます。) (第 13 条—第 21 条)

第 6 章 議員の身分、待遇等 (第 22 条・第 23 条)

第 7 章 最高規範性及び見直し手続 (第 24 条・第 25 条)

第 8 章 補則 (第 26 条)

附則

私たちの多摩市は、地方自治体として、市民のよりよい暮らしと幸せを願い、運営されています。このため、多摩市自治基本条例を制定し、「市民」の権利と義務、「市議会」及び「市長」の権限と責務等を明確にしています。そのなかで「市議会」は、「市長」とともに市民の負託に応え、その権利を保障する責務を負っています。

意思決定機関である「市議会」は、市民の多様な意見を代表して議論し、政策をつくり、市長等によるまちづくりを「監視及び評価する」役割を負っています。「地方のことは地方で決める」というこれからの地方主権の時代を見据えるとき、この市議会の役割はさらに重要になっていきます。

そのために、多摩市議会は、市民のみなさんにもっとよく見え、わかりやすく、市民が参画できる議会に、そして、合議機関として市民と一緒に考えながら、さらにしっかりと議論ができる議会に改革していきたいと決意しました。

多摩市議会は、従来からさまざまな議会改革に取り組んできましたが、さらに全国の先進的な取り組みにも学び、議会の機能や役割を再検証し、議会基本条例を制定する意義への認識を深めてきました。

平成19年（2007年）10月、多摩市議会が今後めざすべき方向性を集中的に議論する場として、「議会基本条例制定をめざす議会改革特別委員会」を設置し、このなかで、従来から取り組んできた議会改革の蓄積を踏まえ、意見交換や協議を重ねてきました。議論をすすめる過程では、まず、議員や議会内だけの議論にしないことを念頭に、議会に対する市民の意識調査の実施、市民の意見や提案を収集するために出前議会を開催してきました。このなかで、さまざまな試行を重ね、経験を積み上げ、多摩市議会がよりよい機能を発揮し、役割を果たすことのできる方策を探ってきました。この過程こそが、私たちの議会改革の精神そのものです。

多摩市議会は、市民一人ひとりの信頼と協力を得ながら、憲法と地方自治法のもとでの二元代表制による多摩市の自治を推進し、不断の議会改革をすすめるため、市議会についての最高規範として、ここに「多摩市議会基本条例」を制定するものです。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、二元代表制のもと、市民及び市長と議会の関係、議会活動の基本原則を定めることにより、多摩市自治基本条例（平成16年多摩市条例第1号）第8条に規定されている市の意思決定機関である議会が、市民の負託に応えることによって、市民福祉の向上に寄与することを目的とします。

（用語の定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- (1) 市民 市内に居住する者、働く者及び学ぶ者並びに市内で事業を営むもの又は活動する団体等をいいます。
- (2) 市長等 市長並びに教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会の長並びに監査委員をいいます。
- (3) 委員会 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいいます。

- (4) 参画 市民がまちづくりに主体的に参加し、行動することをいいます。
- (5) 請願 地方自治法（昭和22年法律第67号）第124条に規定する請願をいいます。
- (6) 陳情 多摩市議会会議規則（昭和47年多摩市議会規則第3号）第139条に規定する陳情をいいます。

第2章 自治体の意思決定を担う議会の基本原則（議会の活動原則、議員の姿勢と活動原則）

（議会の活動原則）

第3条 議会は、議員の合議機関として、常に、公平性及び透明性を確保し、次に掲げる原則に基づき、活動しなければなりません。

- (1) 市長等に対し、適切な行政運営が行われているか監視し、評価すること。
- (2) 政策提案機能を積極的に活用できるようにすること。
- (3) 意思決定に当たって、議員間の自由^{かつたつ}闊達な討議を通じて論点及び争点を明らかにし、合意形成を期すること。
- (4) 市民に開かれた議会運営に努め、多様な市民の参加を保障し、意見を反映すること。
- (5) 市民にわかりやすい議会運営に努めること。

（議員の活動原則）

第4条 議員は、市民の代表者として、次に掲げる原則に基づき、活動しなければなりません。

- (1) 議会における意思の表明に当たっては、独自の調査研究及び市民意見の聴取に努めること。
- (2) 議会が言論の府であること及び合議体であることを十分認識し、議員間の自由な討議を重んずること。
- (3) 市民の代表者としてふさわしい品位を保ち、多摩市議会政治倫理条例（平成8年多摩市条例第28号）を遵守すること。
- (4) 議会の構成員として一部の団体及び地域の代表者でなく、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。

第3章 市民とともに考え、行動する議会（議会への市民参画）

（情報共有と市民意見の把握）

第5条 議会は、市民に対する説明責任を果たさなければなりません。

- 2 議会は、原則としてすべての会議（議長等が正式に招集したものをいいます。）を公開するものとし、あらかじめ市民に周知するよう努めなければなりません。なお、公開しない場合については、その理由を明らかにしなければなりません。

3 議会は、市民の多様な意見を把握し、意思決定に反映させるため、次に掲げる方法のうち事案に応じて必要なものを用いるものとします。

- (1) 議会報告会及び意見交換会の実施
- (2) パブリックコメントの実施
- (3) アンケート調査等の実施

4 議会は、前項の規定による市民意見を把握するに当たっては、意見表明の機会を十分に活用できない市民の意見等も含め、市民全体の意向を把握するように努めなければなりません。

(市民からの政策提案等)

第6条 議会は、市民等からの請願及び陳情を政策提案等として受け止め、適切、誠実にこれを審議又は委員会で審査するものとします。

2 市民は、前項に規定するもののほか、議会に多摩市に関する政策提案等を提出することができるものとし、議会は、政策提案等を所管する委員会を決定し、多摩市議会委員会条例（昭和47年多摩市条例第29号）の規定に基づき、適切、誠実にこれを審査しなければなりません。

3 委員長は、委員会に諮り、必要に応じて、市民の発言を許可することができます。

(広報活動の充実)

第7条 議会は、市民の知る権利を保障し、多くの市民が議会と市政に関心を持てるよう、多様な方法を用いて、広報活動の充実に努めるものとします。

第4章 二元代表制の一翼を担い責任を果たす議会（市長と議会の関係）
(議決事項の追加)

第8条 議会は、地方自治法第96条第2項の規定に基づき、法に定めるものを除き、必要な事項を議決事項として追加することができます。

2 議会は、前項の規定により議決事項を追加又は削除する場合は、その理由及び根拠を明確にしなければなりません。

(決算・予算の連動)

第9条 議会は、決算審査に当たって、市長等が執行した事業等の評価（以下「議会の評価」といいます。）を行わなければなりません。

2 議会は、予算に十分反映させるため、議会の評価を、市長に明確に示さなければなりません。

3 市長は、議会の評価を予算に十分反映させるよう努めなければなりません。

(資料提供)

第10条 議会は、政策形成過程の透明性を図るため、市長等に、必要な情報提供を求めることができます。

2 市長等は、前項の情報提供の求めに対して、速やかに対応するよう努めるものとしします。

(会期の弾力的運用)

第11条 議長は、必要な会期を第17条第1項の規定による議会運営委員会に諮り、本会議において決定するものとしします。

2 議長は、前項に規定する会期の決定に当たっては、市長による専決処分が最少限になるよう努めるものとしします。

3 議長は、地方自治法第101条第2項の規定に基づく議会招集請求権を積極的に行使するよう努めなければなりません。

(議員の質問・質疑及び市長等の反問)

第12条 議員は、定例会本会議において一般質問又は代表質問をすることができます。

2 市長等及び市長等から委任を受けた者は、議長の許可を得て、議員の質問に対して反問することができます。

3 議員は、議長を通じて市長等に対し文書による質問を行うことができます。

4 市長等は、前項の規定による文書質問に対して、速やかに文書により答えなければなりません。

5 議員は、議案等についての論点を整理し、審査・審議を深めるために質疑を行うものとしします。

第5章 討議による合意形成で創造的に意思決定する議会（議論するしくみをつくり議会の機能を高めます。）

(討議の原則)

第13条 議会は、議事機関として、その意思決定に当たっては議員間の公平で自由な議論を尽くすものとしします。

2 議会は、原則として委員会活動を中心に議員間討議を行うものとしします。

(調査・政策立案)

第14条 議会は、地方自治法第100条の2の規定に基づく学識経験を有する者等による調査を必要に応じて活用しなければなりません。

2 委員会は、地方自治法第109条第5項及び第6項に規定する公聴会及び参考人制度を必要に応じて活用しなければなりません。

3 議会は、政策立案に資するため、必要な調査、研修及び視察を行い、その結果を市民に公表、報告しなければなりません。

4 議会は、審査、諮問又は調査のために必要な機関を設置することができます。

(委員会の運営)

第15条 委員会は、所管にかかわる市政の課題について、市長提案の議案等の審査、所管事項の調査及び政策提案を積極的に行うものとします。

2 委員会は、その意思決定に当たり、市民等の意見聴取に努めるとともに、委員間の十分な討議を行うものとします。

3 委員会は、市民等との情報共有及び意見の聴取のために、必要に応じて意見交換会等を行うように努めるものとします。

4 委員長は、十分な討議を保障するため、公平公正な委員会運営を行うものとします。

(議長及び副議長)

第16条 議長は、議会を代表し、議会の秩序保持、議事の整理、議会事務を統理し、公平公正な議会運営に努めなければなりません。

2 議長は、議会全体の代表者として、中立性のある活動を行うものとします。

3 議長及び副議長は、別に定める規定により議員による選挙で選ばなければなりません。

4 副議長は、議長に事故あるとき又は議長が欠けたとき、議長の職務を行うとともに、議長を補佐します。

(議会運営委員会及び代表者会議)

第17条 議会は、議会運営のため、地方自治法第109条の2の規定に基づく議会運営委員会及び同法第100条第12項の規定に基づく協議・調整の場として、代表者会議を設置します。

2 議会は、円滑な議会運営のために、必要に応じて代表者会議を活用することができます。

(会派)

第18条 議員は、会派を結成することができます。

2 会派は、共通の理念をもつ政策立案を行うものであって、政策立案に資するための調査研究に努めなければなりません。

3 議会は、議会運営に当たって、会派間の公平性を確保しなければなりません。

(政務調査費)

第19条 会派は、多摩市議会政務調査費の交付に関する条例（平成13年多摩市条例第1号）に基づき交付された政務調査費を活用して、議員の調査研究及び政策立案に資するものとし、その用途及び結果については、積極的に公開し説明責任を果たさなければなりません。

(議会事務局)

第20条 議会は、議長の統理する事務を遂行するため、地方自治法第138条第2項の規定により、議会事務局を設置します。

2 議会事務局は、前項によるもののほか、議会の政策立案活動、調査活動等を補佐する役割を担うものとします。

(議会図書室)

第21条 議会は、議員の調査研究及び政策立案に資するために設置する議会図書室を適正に管理し、その充実に努めるものとします。

2 議会は、議会図書室の活用にあたっては、市が設置する行政資料室等との連携を図るものとします。

第6章 議員の身分、待遇等

(議員定数)

第22条 議員定数は、第3条に定める「議会の活動原則」に沿った、議会としての機能を果たすのにふさわしいものとするを基本とし、多摩市議会議員定数条例(平成11年多摩市条例第41号)により定めるものとします。

2 議員定数の改正にあたっては、市政の現状及び課題、将来予測等を十分に考慮し、市民意見を聴取したうえで決定するものとします。

(議員報酬)

第23条 議員報酬は、市民の負託に応える議員活動への対価であることを基本とし、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和44年多摩市条例第10号)に定めるものとします。

2 議員報酬の改正の決定にあたっては、多摩市特別職報酬等審議会条例(昭和43年多摩市条例第30号)第2条の規定に基づく審議会意見のほか、財政改革の視点、市政の現状及び課題、将来予測等を考慮し、市民の意見を十分に反映して決定するものとします。

第7章 最高規範性及び見直し手続

(他の条例等との関係)

第24条 この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会における最高規範です。

2 議会は、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例に反してはなりません。

(条例の見直し等)

第25条 議会は、この条例の目的が達成されているか否かを、議会運営委員会において検証するものとします。

2 前項の検証の結果、必要と認める場合は、この条例の改正を含め適切な措置を速やかに講ずるものとします。

第 8 章 補則

(委任)

第 26 条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定めるものとします。

附 則

(施行日)

1 この条例は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において多摩市議会規則で定める日から施行します。

(多摩市議会事務局設置条例の廃止)

2 多摩市議会事務局設置条例（昭和 42 年多摩市条例第 9 号）は、廃止します。

(議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

3 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 44 年多摩市条例第 10 号）の一部を次のように改正します。

第 1 条を次のように改めます。

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 203 条第 4 項及び多摩市議会基本条例（平成 22 年多摩市条例第 4 号）第 23 条第 1 項の規定に基づき、多摩市議会議員（以下「議員」という。）の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法について、必要な事項を定めるものとする。

(多摩市議会政治倫理条例の一部改正)

4 多摩市議会政治倫理条例（平成 8 年多摩市条例第 28 号）の一部を次のように改正します。

第 1 条を次のように改めます。

(目的)

第 1 条 この条例は、多摩市議会基本条例（平成 22 年多摩市条例第 4 号）第 4 条第 3 号の規定に基づき、多摩市議会議員（以下「議員」という。）が、政治倫理の確立と政治腐敗の防止を図り、主権者である市民の信託に応え、良心と責任感をもって政治活動を行い、議会制民主主義の健全な発展に資することを目的とする。

(多摩市議会議員定数条例の一部改正)

5 多摩市議会議員定数条例（平成 11 年多摩市条例第 41 号）の一部を次のように改正します。

本則中「地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 91 条第 1 項」の次に

「及び多摩市議会基本条例（平成２２年多摩市条例第４号）第２２条第１項」を加えます。

（多摩市自治基本条例の一部改正）

6 多摩市自治基本条例（平成１６年多摩市条例第１号）の一部を次のように改正します。

第８条に次の１項を加えます。

2 市議会の基本事項を定めるものとして、多摩市議会基本条例（平成２２年多摩市条例第４号）を定めます。